

盛岡広域振興局長告示第7号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成24年盛岡広域振興局長告示第85号）で告示した盛岡市街地特定猟具使用禁止区域及び滝沢村北部特定猟具禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成26年1月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 変更後の盛岡市街地特定猟具使用禁止区域の区域 盛岡市地内の国道106号と国道4号との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み主要地方道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み、農道手代森線との交点に至り、同点から同農道を南に進み市道峰崎線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道南阿弥陀堂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道峰崎観音堂線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道乙部樹園地1号幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道名坂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道漆田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道菖蒲田・雷田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み盛岡市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み盛岡市と紫波郡矢巾町との境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み北上川堤防左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東に進み徳田橋との交点に至り、同点から同橋を西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み市道見前放水路北線との交点に至り、同点から同市道を西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道西部線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道外鼻線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道飯岡観音2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道秋葉東線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大柳山中線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道山中線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上鹿妻43号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上鹿妻線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上鹿妻11号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道鹿妻本堰鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北西に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を西に進み御所ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を西に進み零石川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北に進み盛岡市と滝沢市の境界に至り、同点から同境界を北西に進み国道46号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み一般県道小岩井停車場線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み仁沢瀬川との交点に至り、同点から同川を北に進み市道高森線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道風林工区幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大清水3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み越前堰土地改良区農道との交点に至り、同点から同農道を北に進み農道仁沢瀬21号線との交点に至り、同点から同農道を北に進み小岩井農場と民有地境界との交点に至り、同点から同農道を北に進み芋樋沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進みメイブルカントリークラブと小岩井農場の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道安達上篠木線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国有財産道路との交点に至り、同点から同道路を南に進み東北送電線（岩盛線）との交点に至り、同点から同線を南に進み市道風林荒屋敷線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道大清水1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み農道塚留3号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み農道大清水2号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み市道高森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道中道堰合線との交点に至り、同点から同市道を東に進み南部主幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北に進み林道高峰山線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み越前堰用水路との交点に至り、同点から同水路を北東に進み市道鶴飼姥屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み南部主幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北東に進み市道第一あすみ野線に至り、同点から同市道を北東に進み国有財産道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北東に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を東に進み木賊川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南に進み市道みたけ四丁目北陵中学校線との交点に至り、同点から同市道を東に進み家畜改良センター岩手牧場用地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道稻荷町谷地頭線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道厨川二丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同左岸を北東に進み主要地方道盛岡環状線との交点に至り、同点から同主要地方道を南東に進み市道上米内44号線との交点

に至り、同点から同市道を東に進み国道455号との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道上米内37号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上米内35号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道上米内24号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み主要地方道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道浅岸自転車歩行者専用道10号線との交点に至り同点から同市道を西に進み市道浅岸自転車歩行者専用道5号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道天神町銭掛2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野一丁目四丁目線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道山賀橋加賀野四丁目線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道加賀野四丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

- 2 変更後の滝沢村北部特定猟具使用禁止区域の区域 滝沢市地内の東北縦貫自動車道と陸上自衛隊岩手駐屯地正面道路との交点を起点とし、起点から同自動車道を南に進み砂込川左岸との交点に至り、同点から同左岸を上流に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北に進み砂込川大川水源地源流右岸との交点に至り、同点から同右岸を下流に進み文化企業株式会社私道との交点に至り、同点から同私道を北に進み市道一本木工区2号幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一本木柳沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに北に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地正面道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域